


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦		
件名	令和4年度東大和市防犯協会補助金交付要綱外2件について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>総務部防災安全課所管の令和4年度単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 制定する要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度東大和市自主防犯活動団体に対する防犯用品等支給要綱 ② 令和4年度東大和市防犯協会補助金交付要綱 ③ 令和4年度東大和地区防犯協会補助金交付要綱 <p>(2) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (1) ①について、市内で活動し、日中の屋外活動中に自主防犯活動を行うことが可能な団体で、その目的が地域の安全及び安心に寄与するものである場合も支給対象とする。 ② (2) ②～③の要綱について、内容の変更はなく「年度」を改めるものである。 <p>(3) 改正理由</p> <p>防犯用品等を支給することにより、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に寄与するため</p> <p>(4) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(5) 影響及び効果</p> <p>補助金の交付及び防犯用品等の支給について、公正な運用に資することができる。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議付議後、市長決裁を経て本要綱を制定したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。